

基本方策の具体的な実践事例

(実践事例を参考に、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校の実情に応じて実施してください。)

方策1

教職員と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係づくりの推進

- あらゆる機会を捉えた人間関係づくり
 - ・教職員は、授業をはじめ普段の学校生活における子供の活動の様子などを観察し、そのことを教職員同士で共有するとともに、肯定的な言葉がけによって、子供が自己存在感や自己有用感を感じられるようにする。
- 異年齢の交流活動やボランティア活動の実施
 - ・異年齢の交流活動を実施する場合には、年間計画を立てて、例えば、月に1回、6年生と2年生、5年生と1年生、4年生と3年生の組合せで行う。また、主体的に取り組む活動となるように、その活動の計画や振り返りの時間を確保する。

活動例：縦割り清掃活動
地域清掃ボランティア活動 等

方策2

「SOSの出し方に関する教育」の推進

○SOSの出し方に関する授業等の実施

ねらい：不安や悩みを抱えたとき、相談することの心理的抵抗感について考えることで、必要ときには相談するとよいことを理解する。

展開：①Aさんが悩みを相談できない理由を(a)(b)に記入し、グループで話し合う。

②Aさんが誰かに相談すると、どんなよいことがあるか話し合い、グループ等で意見を共有する。

③悩んでいるAさんにどのような言葉がけをするか考え、グループ等で話し合い、意見を共有する。



方策3

「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の活用

○ハンドブックを用いた校内研修の実施

(例1) 読み合わせ

- ・法に基づいたいじめの認知と対応について、認識と理解に努める。
- ・対応方法の共通理解を図り、組織的対応の強化を図る。

(例2) グループ討議

- ・研修資料「ケースに学ぶ」(p49～)を用いた討議をし、様々な視点から、見立てや手立てについて、教員同士で話し合う。また、話し合ったことをグループ内で共有し、理解を深める。

(例3) 若手教員の研修資料として活用

- ・学校の基本的対応の方針や流れを確認する。
- ・一人で抱え込まないように組織的対応の大切さを認識する。



方策4

「24時間いじめ相談電話」等の相談機関の周知

○児童生徒に対して

- ・相談窓口を示す啓発カード等を児童生徒に配付するときには、相談することの大切さや相談機関の情報(相談方法、受付時間等)を一言添えて配付する。
- ・学校に配付されている主な相談専門機関一覧表等を児童生徒がいつでも確認できるように、目につきやすい場所に掲示する。

○保護者に対して

- ・保護者懇談会やPTA行事等、保護者が来校するときに主な相談専門機関一覧表等について配付し、専門機関等の周知を図る。

方策5

チームによる校内支援体制の充実

○教育相談コーディネーターの役割

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連絡調整、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催に係る連絡調整等を担当する教員を位置付ける。

<チームによる支援>

- ①ケース会議を行い、支援策を確認する。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携する。
- ②チームによる支援の実践
 - ・情報の収集と分析から、アセスメント(見立て)を行い、目標や支援策を検証し、決定する。
- ③子供の反応や変化を定期的に確認・検証する。
 - ・状況に応じて支援策を具体的に修正する。

方策6

「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー」等の専門家の活用

○専門家の職務に関する理解の促進

- ・スクールカウンセラー(SC)
子供や家族の抱える悩み、不安等の心の問題を改善、解決していく心の専門家
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)
家庭等の環境に働きかけ、よりよい教育環境づくりのためにネットワークを築く社会福祉の専門家
- ・スクールロイヤー(SL)
子供の最善の利益を念頭に置きつつ、法的観点から学校に助言を行う弁護士

○専門家との連携の促進

- ・教職員の連携についての理解
それぞれの専門性を生かした分担や連携の実施
- ・児童生徒や保護者への周知
学校だよりや各学校のホームページ等を通じ、SC及びSSWによる支援を実施していることを周知

方策7

「学校ネットルールづくり」の推進

<ネットルールづくりの取組(中学校、高等学校の例)>

取組の手順

- ①実行委員会の決定
 - ・生徒会執行部と各学年代表で構成
- ②アンケートの実施
- ③「学校ネットルール」原案作成
 - ・アンケートの集計結果から、実態の分析・意見交換を通して作成する。
- ④学級会による「学校ネットルール」の検討
 - ・各学級で原案に具体的なルールを加える。
- ⑤「学校ネットルール」の決定・発表会
 - ・実行委員会が各学級の意見を踏まえ決定する。
 - ・全校集会で提示する。
- ⑥「学校ネットルール」の見直し
 - ・3年毎に見直しの取組を行う。

方策8

「ネットトラブル防止等研修会」等の実施

具体的な内容

下記の研修会等の活用をはじめ、専門家に最新ネット事情について講演をしてもらうなど、ネットトラブル防止対策の推進を図る。

- (1)e-ネット安心講座
児童生徒、保護者、教職員を対象としたネットトラブル防止啓発研修会
- (2)e-ネットキャラバンPlus
保護者、教職員を対象とした、ネットトラブル防止啓発に加え、フィルタリング設定について説明する研修会
- (3)インターネット安全教室
IPA独立行政法人情報処理推進機構が主催し、教育関係者、児童生徒を対象としたインターネットの安全利用について説明する研修会